

〈研究資料〉

EU加盟国の義務教育期間

柿内真紀

Compulsory Education in EU Countries

KAKIUCHI Maki

キーワード：EU, 義務教育

Key words: EU, Compulsory Education

はじめに

本稿では、EU（欧州連合）加盟諸国（2017年1月現在28カ国）の義務教育期間について、EU機関（ここではEurydice¹）の発行する資料から紹介する。近年、義務教育期間の延長については、各国でたとえばニート（NEET）対策等のひとつとして挙げられる場合がある。イギリス（イングランド）では、フルタイムの義務教育は5～16歳の11年間であるが、2013年から2015年までに、段階的に18歳まで引き上げられている。ただし、16歳以降はフルタイムもしくはパートタイムの教育または訓練となっている。また、ポルトガルは中等教育段階の早期離学率が高い国であるが、ここ数年の離学率は顕著に下がる傾向にあり、その要因のひとつとして義務教育期間が2009/10年度から18歳までに延長されたことが考えられる。早期離学（早期の学校離れ）が注目されるのは、それが若者の雇用問題、社会統合問題等へとつながっていくからである²。

日本の場合、6歳から15歳が義務教育であり、2016年4月からは学校教育法改正によって新たな学校種として「義務教育学校」が加わり、小中一貫が促進される方向にある。一方で、中高一貫、従って中等教育を前期（中学校）と後期（高等学校）で分割せずに中等教育段階を捉える政策は1990年代から進められている。この場合、後期中等教育は義務教育ではないが、含み込まれているかのように捉えられているとも言える。

では、EU諸国の2016/17年度の義務教育期間をみてみよう。

EU諸国の義務教育期間

本稿で使用するEurydiceの資料（European Commission/EACEA/Eurydice, 2016a）では、フルタイムの義務教育・訓練とはすべての生徒に参加が求められる期間を指している。資料によれば、この期間は法律で定められており、概ね生徒の年齢で示される。一般的にフルタイムの義務教育・訓練はフォーマルな機関や学校で提供されるが、パートタイムの学校ベースと職業ベースのコースを組み合わせたプログラムの場合もある。また、多くの国では一定の条件下において、家庭での教育・訓練も可能である（いわゆるホーム・エデュケーション）。また、付加的なパートタイムの義務教育・訓練がある場合は、上述のイングランドのように、義務教育期間後に設けられた期間にすべての生徒が参加を求められるものである。義務教育期間について、上記資料をもとに作成したのが表1である。

(表 1) EU 諸国の義務教育 (na=Not applicable)

国名	フルタイムの教育・訓練			付加的義務 パートタイム
	開始年齢	離学年齢	年数	修了年齢
ベルギー	6	18	12	na
ブルガリア	5	16	11	na
チェコ	6	15	9	na
デンマーク	6	16	10	na
ドイツ(12州)	6	18	12	na
ドイツ(5州)	6	19	13	na
エストニア	7	16	9	na
アイルランド	6	16	10	na
ギリシャ	5	15	10	na
スペイン	6	16	10	na
フランス	6	16	10	na
クロアチア	6	15	9	na
イタリア	6	16	10	na
キプロス	4歳8ヶ月	15	10	na
ラトヴィア	5	16	11	na
リトアニア	6	16	10	na
ルクセンブルク	4	16	12	na
ハンガリー	3	16	13	na
マルタ	5	16	11	na
オランダ	5	18	13	na
オーストリア	5	15	10	18
ポーランド	6	16	10	18
ポルトガル	6	18	12	na
ルーマニア	6	17	11	na
スロヴェニア	6	15	9	na
スロヴァキア	6	16	10	na
フィンランド	6	16	10	na
スウェーデン	7	16	9	na
イギリス(イングランド)	5	16	11	18
イギリス(ウェールズ)	5	16	11	na
イギリス(北アイルランド)	4	16	12	na
イギリス(スコットランド)	5	16	11	na

連邦制のドイツの場合は州によって、または州内で異なっている。表1の12州は、バーデン＝ヴュルテンベルク、バイエルン、ハンブルク、ヘッセン、メクレンブルク＝フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン（ギムナジウムの場合）、ラインラント＝プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、シュレースヴィヒ＝ホルシュタインで、5州は、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ノルトライン＝ヴェストファーレン（ギムナジウム以外の前期中等教育機関の場合）、チューリンゲンである。

なお、開始年齢では、初等教育段階（Primary, ISCED 2011 level 1）と就学前教育段階（Pre-primary, ISCED 2011 level 0）の両者を含んでいる。前者が16カ国、後者が12カ国（ブルガリア、ギリシャ、クロアチア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、オランダ、オーストリア、ポーランド、フィンランド）である。

※本稿は、科学研究費助成金（「JSPS KAKENHI Grant Number 15K04361」）による。

柿内真紀（鳥取大学大学教育支援機構・教員養成センター）

<注>

¹ EUの教育関連データ収集ネットワークであるEurydiceの発行資料を用いる。Eurydiceのサイトでは各種のデータや分析報告書を見ることができる。

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Main_Page

² EUにおける早期離学の現状については、柿内（2016）でまとめている。

<参考・引用文献>

柿内真紀（2016）、「EUにおける早期離学の現状」、『教育研究論集』第6号、鳥取大学、19-26頁。

European Commission/EACEA/Eurydice (2016a), *Compulsory Education in Europe – 2016/17*. Eurydice Facts and Figures. Luxembourg: Publications Office of the European Union.

European Commission/EACEA/Eurydice (2016b), *The Structure of the European Education Systems 2016/17: Schematic Diagrams*. Eurydice Facts and Figures. Luxembourg: Publications Office of the European Union.